

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岡山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 12 件

厚生年金関係 12 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 15 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 10 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和21年5月10日に、資格喪失日に係る記録を同年6月1日に、同社C事業所における資格取得日に係る記録を同年6月1日に、資格喪失日に係る記録を22年9月30日とし、申立期間の標準報酬月額を、21年5月から同年7月までは240円、同年8月から22年3月までは390円、同年4月から同年8月までは600円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年5月10日から22年9月30日まで

A社C事業所に昭和21年5月10日付けで採用され、同社が解散した22年9月30日まで継続して勤務していた申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する人事記録及び同僚の証言から、申立人が申立期間において、A社C事業所に勤務していたと認められる。

また、A社C事業所において勤務していた同僚は、申立人を採用の時から知っており、職員であれば社会保険加入について区別は無く、申立期間の厚生年金保険料は控除されていると思う旨証言している。

さらに、申立人は、A社C事業所について、同社B事業所の現地出張所であったと供述しているところ、オンライン記録によると同社C事業所に勤務していた同僚（複数）は、昭和21年6月1日に同事業所が厚生年金保険の適用事業所となるまでは同社B事業所において被保険者となっていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同僚の記録から、昭和21年

5月から同年7月までは240円、同年8月から22年3月までは390円、同年4月から同年8月までは600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社B事業所及び同社C事業所は既に解散していることから、これを確認することはできないが、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合においては、その後に喪失届等が提出されることとなるが、そのいずれの機会においても、社会保険事務所（当時）がこれらの届出を記録していないとは考え難いことから、事業主は、これらの届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主はこれを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人に係る申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、上記記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人のA社における平成19年9月25日の標準賞与額に係る記録を〈訂正後標準賞与額〉（別紙一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別紙一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：平成19年9月25日

A社において支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

A社が保管する賞与の支給及び控除に関する資料（給与明細書）から、申立人は、申立期間について事業主から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

したがって、申立人に係る申立期間の標準賞与額については、上記の賞与の支給及び控除に関する資料において確認できる賞与額又は厚生年金保険料の控除額から、〈訂正後標準賞与額〉（別紙一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を

履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 22 年 10 月 12 日に、事業主が申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、年金事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、これを履行していないと認められる。

別紙 【厚生年金あっせん一覧表】（岡山）

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住 所	訂正後 標準賞与額
岡山 事案1374	男		昭和22年生		150万円
岡山 事案1375	男		昭和25年生		150万円
岡山 事案1376	男		昭和30年生		150万円
岡山 事案1377	男		昭和25年生		150万円
岡山 事案1378	男		昭和21年生		20万円
岡山 事案1379	男		昭和25年生		20万円
岡山 事案1380	男		昭和20年生		20万円
岡山 事案1381	男		昭和26年生		20万円
岡山 事案1382	男		昭和30年生		10万円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社本社における資格取得日に係る記録を昭和39年10月13日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正6年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年10月13日から同年12月1日まで

B社からA社への出向期間中である39年9月にA社C事業所からD事業所への転勤辞令を受け、同年10月からD事業所に継続勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する社員原簿及び雇用保険の記録から、申立人は、申立期間において、同社に継続して勤務し(C事業所からD事業所に異動)、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、申立人の妻は、申立人の異動日について、昭和39年9月にA社D事業所に転勤を命ずる辞令を受け、同年10月に同事業所に赴任したと述べている上、申立人が赴任した時に同事業所に勤務していたと証言している従業員は、申立期間当時、A社本社において厚生年金保険の被保険者となっていることから、同事業所に勤務していた従業員は同様に本社において被保険者となっていたと考えられ、申立人のA社本社における被保険者資格の取得日を39年10月13日に訂正することが必要である。

また、昭和39年10月及び同年11月の標準報酬月額については、申立人のA社に係るオンライン記録(昭和39年12月の標準報酬月額)から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を

履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを推認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを推認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

岡山厚生年金 事案 1385

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を25万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 25 日

ねんきん定期便をみたところ、給料支払明細書に記載されているように、平成 15 年 12 月に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらずその記録が無いため、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給料支払明細書から、申立人は、申立期間について、賞与が支給され、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立人に係る申立期間の標準賞与額については、上記給料支払明細書に記載された賞与額及び厚生年金保険料の控除額から、25万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、同賞与に係る保険料を納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

岡山国民年金 事案 868

第1 委員会の結論

申立人の平成6年2月から10年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年2月から10年3月まで
20歳になった平成6年*月頃に、当時居住していた区において国民年金の加入手続を行うとともに、学生であったため、母親の源泉徴収票を添えて国民年金保険料の免除申請を行った。この手続により、学生であった10年3月までは免除されたはずなので、未納とされている申立期間について、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、国民年金保険料の免除申請の対象となる期間は申請した月の前月以降の期間とされていたところ、国民年金手帳記号番号の払出時期から、申立人は平成8年2月より後に国民年金に加入したと推認でき、この時点では、申立期間のうち、7年12月以前の期間について免除申請を行うことはできない。

また、国民年金保険料に係る免除申請の手続は免除を受ける年度ごとに行う必要があるが、申立期間について免除を受けるには少なくとも5回の申請手続を行うこととなるが、申立人は、申請手続を行ったのは一度限りであったと思う旨供述している上、社会保険事務所（当時）から免除に係る承認通知を受けた記憶はなく、申立期間の国民年金保険料は免除されているとする申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

さらに、申立期間は50か月と長く、申立人に係る5回にわたる保険料免除について、行政の記録管理に誤りが生じたとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料について免除されていたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、これが免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

岡山国民年金 事案 869

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から50年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から50年2月まで
母親が実家の所在する市において国民年金の加入手続を行い、社会人となった昭和48年4月から50年2月までの国民年金保険料を納付してくれた。現在居住する市に転入した後は自分で国民年金の加入手続を行い、52年1月以降の保険料を納付した。母親が納付してくれた申立期間について未納とされているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の居住する市が保管する国民年金異動届兼申請書及び国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人は昭和52年1月に国民年金に加入し、国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できるが、この時点では申立期間の一部（昭和48年4月から49年9月まで）の国民年金保険料は時効により納付することができない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、これを行ったとするその母親から聴取しても、実家の所在する市において行ったというほかに、具体的な証言は得られない。

さらに、申立人の国民年金保険料が納付されていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岡山国民年金 事案 870

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 5 月から同年 9 月までの期間、59 年 4 月から同年 9 月までの期間及び 61 年 9 月から平成元年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 5 月から同年 9 月まで
② 昭和 59 年 4 月から同年 9 月まで
③ 昭和 61 年 9 月から平成元年 6 月まで

申立期間については、それぞれ、その前に勤務していた事業所を退職した際に、当時居住していた市において国民年金の加入手続を行い、自分か母親のいずれかが、市役所の窓口において国民年金保険料を納付したはずであるので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は平成 4 年 1 月に払い出されており、申立人はこの頃に国民年金に加入したものと推認されるが、この時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することはできない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付状況（納付金額、納付方法等）の記憶が曖昧であり、その状況が不明である上、申立期間の一部の国民年金保険料を納付したとする申立人の母親から聴取しても具体的な証言は得られない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岡山国民年金 事案 871

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 7 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 7 月から 56 年 3 月まで
家業の経営が思わしくなかったため、申立期間以降、国民年金保険料の申請免除を行い、その後平成 22 年まで免除を受けているが、申立期間が未納とされているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の免除申請手続についての記憶が曖昧であり、その状況（申請時期、期間等）は不明である。

また、申立人の特殊台帳の昭和 55 年度の欄には「未納勧奨」の押印があり、申立期間の国民年金保険料は未納であったものと推認される。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料について免除されていたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、これが免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

岡山国民年金 事案 872

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 1 月から 50 年 3 月までの付加保険料を含む国民年金保険料及び同年 4 月から 52 年 7 月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 1 月から 52 年 7 月まで

高校を卒業した後に勤務した個人経営の事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、事業主に勧められて 20 歳の時に国民年金に加入し、その後は付加保険料を含めて国民年金保険料を納付してきたはずであるにもかかわらず、昭和 46 年 1 月から 50 年 3 月までは未納とされ、同年 4 月から 52 年 7 月までは定額保険料のみの納付とされているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 51 年 11 月に払い出されており、申立人は、この頃に国民年金に加入したものと推認されるが、この時点では、申立期間のうち、昭和 46 年 1 月から 49 年 9 月までの国民年金保険料は時効により納付することはできない上、同年 10 月から 51 年 3 月までの付加保険料は納付期限の経過により納付することはできない。

また、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が当時居住していた区が保管する年度別納付状況リストから、申立人は、昭和 52 年 8 月に付加保険料の納付の申出を行っていることが確認できる。

加えて、申立人が昭和 46 年 1 月から 50 年 3 月までの付加保険料を含む国民年金保険料及び同年 4 月から 52 年 7 月までの付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が昭和 46 年 1 月から 50 年 3 月までの付加保険料を含む国民年金保険料及び同年 4 月から 52 年 7 月までの付加保険料を納付していたもの

と認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年12月5日から40年8月8日まで

A社を退職した際に脱退手当金の請求手続を行った記憶も、受給した記憶もないにもかかわらず、受給したこととなっているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立ての事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱支給済」の表示がある。

また、年金事務所に保管されている厚生年金保険脱退手当金支給報告書の支給記録はオンライン記録と一致している上、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、その支給決定は申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和40年11月9日に行われているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立てに係る事業所の社会保険事務担当者（当時）は、退職者に対して脱退手当金に関する説明を行っていた旨証言しており、申立人は、当時、年金には関心がなかった旨供述していることを踏まえると、脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

加えて、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶がないという主張のほかに、これを受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 4 月 1 日から 29 年 7 月 2 日まで
A社に勤務していた申立期間について、脱退手当金を支給されたことになっているが、当時、私は脱退手当金のことを知らず、受給した記憶もないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳の保険給付欄には、脱退手当金が支給された旨の記載がある上、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約1か月後の昭和 29 年 7 月 28 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立てに係る事業所は、当時、退職者に対して脱退手当金に関する説明会を開催していた旨回答しており、申立期間に係る脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度が創設される前であったことを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶がないという主張のほかに、これを受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 6 月 1 日から 35 年 7 月 1 日まで
② 昭和 35 年 12 月 20 日から 36 年 12 月 31 日まで

申立期間について、脱退手当金を受給したこととなっているが、受給したとされる時期は義父が自営する事業所の決算期であり、その手伝いが忙しかったため脱退手当金の手続をする暇はなく、受給した覚えもないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日の前後3年以内に被保険者資格を喪失した女性の脱退手当金の受給資格者は10人みられるが、そのうちの5人に脱退手当金の支給記録が有り、そのいずれもが資格喪失日から6か月以内に支給決定されている。その上、申立人の同僚が、当時は事業所が退職者に対して脱退手当金について説明を行い、代理請求も行っていった旨証言していることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後の昭和37年3月10日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶がないという主張のほかに、これを受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 1371

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 9 月 1 日から 30 年 7 月 31 日まで
② 昭和 30 年 8 月 1 日から同年 11 月 10 日まで
③ 昭和 30 年 12 月 1 日から 31 年 11 月 9 日まで

昭和 31 年 11 月にA社を退職した頃は脱退手当金の制度自体を知らず、事業所から脱退手当金の説明を受けた記憶もない。そのような状況の中で脱退手当金を請求しているはずがないので、受給したこととされている年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳の保険給付欄には、脱退手当金が支給された旨の記載がある上、申立期間に係る脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約1か月後の昭和31年12月11日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立期間に係る脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度の創設前であり、申立人は退職時に再就職する意思はなかった旨供述していることを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶がないという主張のほかに、これを受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年7月19日から35年5月17日まで

A社を退職した昭和35年5月当時は脱退手当金の制度自体を知らなかった。事業所から脱退手当金の説明を受けた記憶もなく、そのような状況の中で脱退手当金を請求しているはずがないので、受給したこととされている年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から社会保険出張所（当時）に回答したことを意味する「回答済 35.7.20」の押印がある上、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約4か月後の昭和35年9月21日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立てに係る事業所は、当時、退職者に対して脱退手当金に関する説明を行っていた旨回答しているところ、同事業所において申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日の前後2年以内に資格を喪失した女性の脱退手当金の受給資格者は11人みられるが、そのうちの9人に脱退手当金の支給記録が有る。その上、申立人は、結婚のために同事業所を退職し、その後、再就職する意思はなかった旨供述していることを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶がないという主張のほかに、これを受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 8 月 14 日から 40 年 1 月 31 日まで
脱退手当金の確認はがきを受け取って、勤務していたA社に係る脱退手当金を受給したこととなっていることを初めて知った。当時は、脱退手当金の制度自体を知らなかった上、退職後すぐに転居しており、脱退手当金を請求したことも受け取った覚えもないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りはなく、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和40年4月30日に脱退手当金の支給が行われているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の申立てに係る事業所における健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示がある。

さらに、申立人から聴取しても脱退手当金を受給した記憶がないというほかに、これを受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 6 月頃から 44 年 4 月頃まで
② 昭和 44 年 10 月頃から 47 年 3 月頃まで
③ 昭和 47 年 3 月 5 日から 48 年 7 月 25 日まで

申立期間①及び②については、A社に入社し、同社からB市内の事業所（C社及びD社）に派遣されて溶接工として勤務したが、A社における厚生年金保険の加入記録が無い。この間において、同社から渡された健康保険証を使用して歯を治療したことがあり、また、昭和 59 年に社会保険事務所（当時）から同社での加入記録が書かれている書類を受け取ったので、年金記録を訂正してほしい。

また、申立期間③においては、昭和 47 年 3 月 5 日に友人（故人）の紹介でE社に入社し、派遣されたF社で溶接工として 48 年 7 月 24 日まで勤務したにもかかわらず、E社における厚生年金保険の加入記録が無い。年金事務所において年金記録について相談したところ、上記の友人にはE社における加入記録があるとのことだったので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 雇用保険の記録から、申立人は、申立期間①及び②のうち、昭和 42 年 1 月 12 日から同年 7 月 20 日までA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社の元従業員からは、申立人が上記期間以外に勤務していたことがうかがえる証言等は得られなかった。

また、A社は既に解散し、当時の役員及び社会保険事務担当者は全員死亡している上、当時の給与事務担当者は、「申立人を覚えておらず、従業員全員の給与から厚生年金保険料を控除していたか否かも覚えていない。」と回答しているほか、同社清算人は、「申立期間中、私は経営に関与しておらず、当時の資料は何も引き継いでいない。」と回答しており、申立人に係る保険料控除について確認できない。

さらに、同僚の一人は、「自分も入社した昭和 42 年 9 月頃から約 1 年半は厚生年金保険に加入させてもらえず、その間は国民健康保険に加入して

いた。会社に対して健康保険に加入させてくれるよう求め続けた結果、44年4月1日にやっと厚生年金保険にも加入できた。」と回答しているほか、別の同僚も、「入社後1年以上にわたって厚生年金保険に加入させてもらえず、その間は日雇特例健康保険に加入していた。」と回答している上、申立人が先輩として名前を挙げた元従業員は昭和41年6月時点で厚生年金保険に未加入であることから、A社の事業主は採用してすぐには従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

加えて、申立人が、昭和59年に社会保険事務所で受け取ったとする書類には、「A」との名称は記載されているが、厚生年金保険の加入期間の記載は無く、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

2 申立人は、雇用保険の記録及び同僚（4人）の証言から、申立期間③について、E社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、E社は既に解散し、事業主（当時）は関係書類を既に廃棄している旨回答しているほか、社会保険事務担当者（当時）は、申立人に係る被保険者記録が無いのであれば、厚生年金保険の届出も保険料納付も行っておらず、厚生年金保険料を控除していないと考えられる旨回答しており、申立人に係る保険料控除について確認できない。

また、上記担当者は、当時は常用雇用の社員は厚生年金保険に加入させていたが、非常用雇用の社員については雇用保険のみに加入させ、厚生年金保険には加入させていなかった旨回答している上、申立期間中に厚生年金保険の被保険者であった者及び申立人が名前を挙げた同僚で雇用保険の記録が判明した者合わせて50人のうち、47人は厚生年金保険の記録と雇用保険の記録が一致しておらず、E社の事業主は採用してすぐには従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、申立人は同僚（故人）に厚生年金保険の被保険者記録があることを理由に自らも厚生年金保険に加入していた旨主張しているが、この同僚の被保険者資格の取得日は申立期間後の昭和49年4月20日である上、申立人がそのほかに名前を挙げた同僚5人のうち3人の被保険者資格の取得日は、いずれも申立期間よりも後である。

加えて、E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

3 このほか、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年2月1日から同年4月1日まで
② 昭和55年11月1日から56年12月2日まで
③ 昭和58年10月1日から63年4月20日まで
④ 平成2年11月1日から3年1月30日まで
⑤ 平成3年5月1日から4年7月1日まで
⑥ 平成4年11月20日から5年2月11日まで

ねんきん特別便を見て、申立期間①から⑥までについて、脱退手当金を受給したこととなっていることを初めて知った。脱退手当金の制度を知らない上、脱退手当金を請求した覚えも受け取った覚えもないので、脱退手当金が支給済みとなっている年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者記号番号は、平成5年4月23日に重複取消処理が行われており、同日は脱退手当金の支給決定日（平成5年5月18日）に近接していることから、申立人が脱退手当金の請求に併せ、同手続を行ったと考えるのが自然である。

また、申立期間に係る脱退手当金については、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても脱退手当金を受給した記憶がないというほかに、これを受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和26年4月頃から28年4月頃まで
② 昭和28年6月頃から30年2月頃まで
③ 昭和30年4月頃から35年6月頃まで
④ 昭和35年8月頃から42年1月頃まで
⑤ 昭和42年3月頃から45年5月頃まで
⑥ 昭和46年9月頃から50年2月頃まで
⑦ 平成6年11月16日から7年8月頃まで
⑧ 平成8年7月31日から同年8月31日まで
⑨ 平成9年11月22日から10年6月30日まで
⑩ 平成10年8月初め頃から13年12月31日まで

年金記録を見ると、A社に勤務していた申立期間①、B社に勤務していた申立期間②、C事業所に勤務していた申立期間③、D社に勤務していた申立期間④、E社に勤務していた申立期間⑤、F事業所に勤務していた申立期間⑥、G社に勤務していた申立期間⑦、H社に勤務していた申立期間⑧、I社に勤務していた申立期間⑨及びJ社に勤務していた申立期間⑩について、厚生年金保険の加入記録が漏れているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、同僚（複数）の証言から、勤務期間は特定できないが、申立人がA社において勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は給与明細書等の資料を所持しておらず、また、A社は平成13年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主は申立期間①当時の関係資料を保管していない旨回答しており、申立人に係る厚生年金保険の加入状況及び保険料控除の状況を確認できない。

また、申立人が名前を挙げた同僚3人には、いずれも厚生年金保険の加入記録が無く、申立人の保険料控除をうかがわせる証言も得られない。

さらに、A社の社会保険事務担当者（当時）は、会社の方針で自分も社

会保険に加入させてもらえず、申立人も恐らく加入していなかったと思う旨証言している。

- 2 申立期間②について、同僚の証言から、勤務期間は特定できないが、申立人がB社において勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は給与明細書等の資料を所持しておらず、B社は昭和57年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主も既に死亡しており、申立人に係る厚生年金保険の加入状況及び保険料控除の状況を確認できない。

また、当時の同僚からは、申立人の保険料控除をうかがわせる証言は得られない。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間②の前後を含む期間において申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

- 3 申立期間③について、C事業所は、厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、申立人は、当時の代表者及び同僚の名前を記憶しておらず、勤務実態に関する証言を得られない。

さらに、申立人は給与明細書等の資料を所持しておらず、申立期間③当時の厚生年金保険料の控除の状況を確認できない。

加えて、申立人はC事業所から健康保険被保険者証を交付されていない旨供述している。

- 4 申立期間④について、同僚の証言から、勤務期間は特定できないが、申立人がD社において勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は給与明細書等の資料を所持しておらず、D社は平成5年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主も既に死亡しており、申立人に係る厚生年金保険の加入状況及び保険料控除の状況を確認できない。

また、当時の同僚からは、申立人の保険料控除をうかがわせる証言は得られない。

さらに、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立期間④の前後を含む期間において申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

- 5 申立期間⑤について、同僚の証言から、勤務期間は特定できないが、申立人がE社において勤務していたことは推認できる。

しかしながら、E社は、申立期間⑤の大半（昭和42年10月19日から45年5月9日まで）は適用事業所ではなく、また、申立人が給与明細書等の資料を所持していないのに加えて、元事業主も既に死亡しており、申立期間⑤当時の厚生年金保険の加入状況及び保険料控除の状況を確認できない。

また、E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

さらに、申立人は、申立期間⑤について、国民年金に加入している。

- 6 申立期間⑥について、F事業所は、厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、申立人は当時の代表者及び同僚の名前を記憶しておらず、勤務実態に関する証言を得られない。

さらに、申立人は給与明細書等の資料を所持しておらず、申立期間⑥当時の厚生年金保険料の控除の状況を確認できない。

加えて、申立人は、申立期間⑥について、国民年金に加入している。

7 申立期間⑦について、平成6年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳から、申立人は同年11月15日付けでG社を退職していることが確認できる。

また、申立人は給与明細書等の資料を所持しておらず、申立期間⑦当時の厚生年金保険料の控除の状況を確認できない。

さらに、G社の社会保険事務担当者は、申立人は平成6年11月15日付けで退職しており、申立期間⑦の厚生年金保険料を控除していない旨回答している。

加えて、当時の同僚からは、申立人に係る保険料控除をうかがわせる証言は得られない。

8 申立期間⑧について、申立人はH社を退職した平成8年7月31日を資格取得日とし、健康保険の任意継続被保険者となっているが、これは、会社を退職して健康保険の被保険者資格を喪失した場合に個人の希望により被保険者となることができる制度であり、任意継続の資格取得日は在職中に加入していた健康保険の資格喪失日と同じ日となり、7月分の健康保険料から納付するものであることから、申立人が申立期間⑧時点で退職していたことを認識していなかったとは考え難い。

また、申立人は給与明細書等の資料を所持しておらず、H社が平成10年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主も関係資料を保管していない旨回答しており、申立人の勤務実態、申立期間⑧当時の厚生年金保険の加入状況及び保険料控除の状況を確認できない。

さらに、H社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている同僚（複数）及び申立人が所持している社員名簿に記載されている元従業員からは、申立人の勤務実態及び保険料控除をうかがわせる証言は得られない。

加えて、申立人は、申立期間⑧の一部（平成8年8月19日から同年10月3日まで）について雇用保険の失業給付を受給しており、H社に勤務していたとは考え難い。

9 申立期間⑨について、I社が保管する「健康保険被保険者資格喪失確通知書」及び「雇用保険被保険者資格喪失確認通知書」から、申立人が申立期間⑨の途中（平成10年1月17日）まで同社に在籍していたことは確認できる。

しかしながら、I社が保管する「厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」から、申立人は平成9年11月22日付けで65歳到達を理由として厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる上、同社の社会保険事務担当者は、申立人が同資格を喪失して以降は厚生年金保険料を控除していない旨回答している。

また、申立人は、平成10年2月25日に高年齢求職者給付金を受けてお

り、I社に勤務していたとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間⑨の一部を含む期間（平成10年1月28日から20年3月31日まで）について国民健康保険に加入している。

加えて、申立人は、給与明細書等の資料を所持しておらず、申立期間⑨当時の厚生年金保険料の控除の状況を確認できない。

- 10 申立期間⑩について、申立人が所持する預金通帳にJ社からの振込みが記録されており、勤務期間は特定できないが、申立人が同社において勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間⑩の時点では、申立人は65歳に達しており、申立人は厚生年金保険に加入できない。

また、申立人は、給与明細書等の資料を所持しておらず、申立期間⑩当時の厚生年金保険料の控除の状況を確認できない。

さらに、元事業主は、当時の関係資料が残っておらず、申立人に係る厚生年金保険の加入状況及び保険料控除については不明である旨回答している。

- 11 このほか、申立人に係る全ての申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで
昭和 63 年 8 月から平成 2 年 8 月まで看護学校に通う傍ら A 事業所において准看護婦として勤務していた。厚生年金保険には、平成元年 2 月から加入させてもらい、3 年生に進級した 2 年 4 月からは、看護学校の実習が始まって学校の休日以外は同事業所に勤務できなくなるため、退職扱いとなったが、同年 3 月までは厚生年金保険料を控除されていたと記憶しているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立期間において、申立人は、申立てに係る事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立てに係る事業所が保管する申立人の労働者名簿において、退職欄に『平成 2 年 3 月 30 日、社会保険資格喪失の為』、雇用欄に『再採用平成 2 年 3 月 31 日』と記載されている上、申立人に係る国民年金被保険者名簿から、平成 2 年 3 月 31 日に国民年金の第 1 号被保険者として資格を取得していることが確認できる。

また、申立てに係る事業所は、「申立人は、平成 2 年 3 月 30 日に退職し、同年 3 月 31 日にパートとして再雇用していると思われ、3 月分の厚生年金保険料は控除していないはずである。」と回答している。

さらに、申立てに係る事業所において、平成 4 年以前に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した者 4 人（申立人を含む。）のうち、月の途中で退職した一人（21 日喪失）を除く 3 人全員が月末に同資格を喪失している。

加えて、申立人は給与明細書等の資料を所持していない上、申立てに係る事業所も当時の関係資料（労働者名簿を除く。）を保管しておらず、申立期間の厚生年金保険料についての控除の状況を確認できない。

このほか、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。